

## 【特別教育講習】の受講について

2017年6月26日付で、イントレ等足場 組立・解体作業の方へ特別教育講習の受講をお勧めさせて頂きました。

弊社にて、実際にこの特別教育講習を受講致しました。

ポイントを下記に挙げさせていただきます(緑字は、今回の受講により付け加えました)

・作業をする足場床が地上から5 m以上の高さについては、【足場組立等作業主任者】(国家資格) が必要

新たに、2015年1月施行の労働安全衛生法第6章第59条によると、2017年7月以降は、5 m未満について、組立・解体する者全員が【特別教育講習】を受講が必要

特別講習が施行された主な理由は、全産業の死亡者のうち37%が建設業であり、その中の27% (全産業死亡者の10%) が高所からの落下事故の為、改めて、徹底が必要と判断した為

・作業床の高さが2 m以上5 m未満の作業について、特別講習が必要  
(足場上での組み立て・解体・運搬・受け渡し等の作業全般)

つまり、弊社の(INTOLE-E1・及びCAMSTEP120については、イントレ1段・1m以下)の為、特別講習は必要がないという考え方になります

上記事項であれば、2 m未満の場合は、特別講習を受講しなくても良いですか？と質問しました

講師の方の見解→「高さの問題ではなく、低くても落下の事故は増えているので、使用者は特別講習を受講するべき」という回答でした

作業については、細心の注意を図り、怪我のない撮影をお願い致します

【編集： エヌ・イー・ピー株式会社 政岡邦夫】

